

消費者庁説明資料

平成23年5月24日

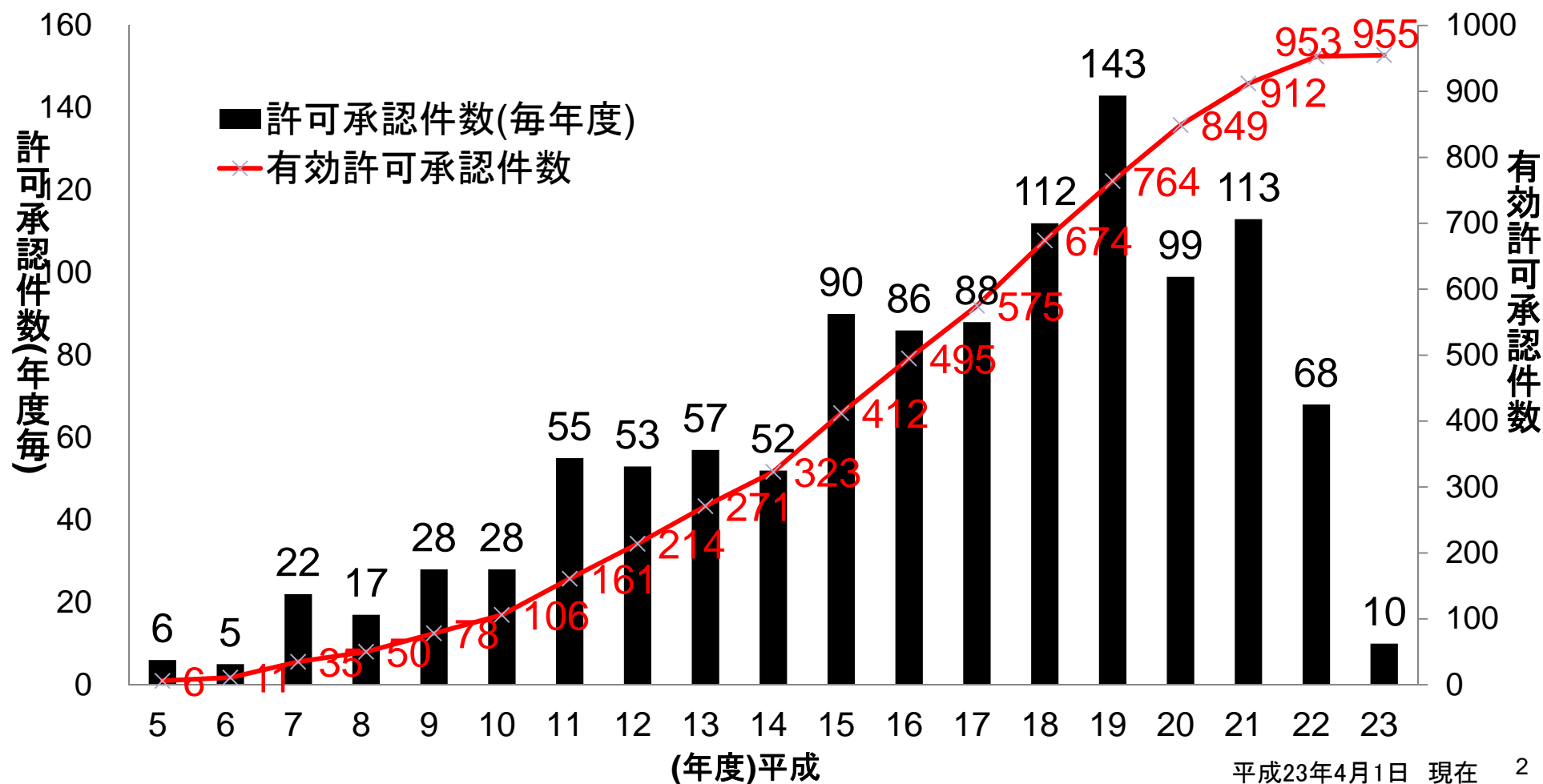
消費者庁食品表示課

特定保健用食品とは

- ・特定保健用食品とは、体調を調節する機能などに影響を与える成分を含み、特定の保健の目的が期待できる旨※の表示を許可された食品。
- ・現在、955件の食品が特定保健用食品の許可等を受けている。

※食後の血糖値を下げる/お腹の調子を整える等

《特定保健用食品の許可承認件数の推移》



特定保健用食品に表示できる保健の用途

特定保健用食品では、個別の食品ごとに、その保健の用途に係る科学的根拠が明らかであるかどうかなどを審査し、表示できる内容を許可している。

保健の用途の 表示内容	表示できる保健の用途（例）	食品の種類（例）	代表的な関与成分	許可件数 等(件)	既許可955品目に 対する割合(%)
お腹の調子を整える、 便秘改善等	お腹の調子を整えます。 お通じの気になる方に適しています。	粉末清涼飲料 テーブルシュガー 乳酸菌飲料	各種オリゴ糖、ラクチュロース、ビフィズス菌、各種乳酸菌、食物繊維（難消化性デキストリン、ポリデキストロース、グアーガム、サイリウム種皮等）等	350	36.7
血糖値関係	糖の吸収を穏やかにします。 食後の血糖値が気になる方に適しています。	粉末清涼飲料 茶系飲料 乾燥スープ	難消化性デキストリン、小麦アルブミン、グアバ葉ポリフェノール、L-アラビノース等	141	14.8
血圧関係	血圧が高めの方に適しています。	錠菓 清涼飲料水	ラクトリペプチド、カゼインドデカペプチド、杜仲葉配糖体（ゲニポシド酸）、サーデンペプチド等	120	12.6
コレステロール関係	コレステロールの吸収を抑える働きがあります。 コレステロールが高めの方に適しています。	粉末清涼飲料 調製豆乳	キトサン、大豆たんぱく質、低分子化アルギン酸ナトリウム	115	12.1
歯、歯茎関係	歯を丈夫で健康にします。	チューインガム	パラチノース、マルチトース、エリスリトール等	79	8.3
脂肪関係	体脂肪が気になる方に適しています。 食後の血中中性脂肪の上昇を抑えます。	食用調整油 コーヒー飲料	グロビン蛋白分解物、コーヒー豆マンノオリゴ糖等	69	7.2
コレステロール&お 腹の調子、コレステ ロール&脂肪関係等	コレステロールが高めで気になる方、おなかの調子が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	粉末ゼリー飲料 清涼飲料水	低分子化アルギン酸ナトリウム、サイリウム種皮の食物繊維等	27	2.8
脂肪&血糖値	血中中性脂肪が高めの方、食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	茶系飲料	難消化性デキストリン	1	0.1
骨関係	カルシウム吸収に優れ、丈夫な骨をつくるのに適した食品です。	清涼飲料水 納豆	大豆イソフラボン、MBP（乳塩基性タンパク質）等	30	3.1
ミネラルの吸収関係	貧血気味の人に適しています。	清涼飲料水	クエン酸リンゴ酸カルシウム、カゼインホスホペプチド、ヘム鉄等	5	0.5
疾病リスク低減	定型文	魚肉ソーセージ	カルシウム	15	1.5
ミネラル&お腹	おなかの調子を良好に保つとともに、カルシウムの吸収を促進します。	テーブルシュガー	フラクトオリゴ糖等	3	0.3

特定保健用食品申請/許可件数内訳

(消費者庁設置以降 H21. 9. 1 ~)

申請区分	申請件数	許可件数
特定保健用食品	44	22
条件付き特定保健用食品	1	0
特定保健用食品 (規格基準型)	14	16
特定保健用食品 (疾病リスク低減表示)	5	1
特定保健用食品 (再許可等)	38	75
合 計	102	114

平成23年3月31日 現在

「健康食品の表示に関する検討会」論点整理の概要

検討項目

消費者庁では、平成21年11月より「健康食品の表示に関する検討会」を開催し、

- 健康食品の表示の現状の把握及び課題の整理
- 特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度のあり方
- いわゆる健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行のあり方等を検討項目として議論。

論点整理の概要

消費者庁において早急に対応すべき方策

消費者委員会において更に議論

(1) 特保の表示許可制度

① 特保の表示許可手続の透明化

- ・審査に必要かつ十分な試験デザインの枠組みを提示
- ・公表すべき情報の範囲や審査の基準を統一
- ・特保の新たな規格基準の策定を検討

② 許可後に生じた新たな科学的知見の収集

- ・事業者が科学的知見を定期的に取りまとめて報告させ、必要に応じて表示内容の変更を求める

③ 保健の機能を適切に伝える表示・広告方法

- ・摂取対象者や期間が記載されるよう、表示方法を改善
- ・許可表示を超える広告の変更を求めるなど、特保の広告に係るガイドラインを作成

(2) 健康食品の表示・広告規制

① 虚偽・誇大な表示・広告規制の効果的な執行

- ・虚偽・誇大な表示や広告の具体例を明らかにするなど、ガイドラインを作成
- ・インターネットにおける虚偽・誇大広告の監視を強化
- ・健康増進法及び景品表示法の連携を強化し、事業者名の公表を含め厳正に対処

② 関係部局・団体との連携促進

- ・薬事法を所管する厚生労働省との連携や地方レベルでの担当部局の連携を促進
- ・事業者・メディア団体の審査の参考となるよう、モデル条項を策定

③ 一定の機能性表示を認める仕組みの研究

- ・新たな成分に係る保健の機能の表示を認める可能性について研究

さらに検討が必要な制度的な課題

① 特保の表示許可制度

- ・再審査手続を開始するか否かの判断基準の明確化
- ・許可を一時停止できる仕組みなど、新たな制度設計のあり方

② 健康食品の表示の効果的な規制や適切な情報提供の仕組み

- ・健康増進法・食品衛生法と景品表示法の連携による執行力の強化、制度の拡充
- ・食品表示に関する一元的な法体系のあり方の検討と整合性をとりつつ、食品の機能性表示をめぐる制度の見直し
- ・消費者からの相談を受け付ける体制の整備
- ・消費者にアドバイスできる専門家の養成や情報を集約・提供する体制の整備

現在の検討状況

①特保の表示許可手続の透明化

- 公表すべき情報の範囲や審査基準の明確化に向け、情報公開請求、再許可品目、実質的な失効品目の取扱い等の運用状況について実態を把握。
- 新たな科学的知見の収集方策について、消費者委員会における議論の方向を踏まえて検討。

②特保を含む健康食品の表示・広告のあり方の整理

- 特保の表示・広告への法令適用の考え方を整理。
- 健康増進法と景品表示法の連携による効果的な執行を推進。
- インターネット監視業務を強化。

③新たな機能性表示の可能性の研究

- 「食品の機能性評価モデル事業」を推進。

ネット監視業務について

【News Release】

インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について

平成23年2月28日
消費者庁

消費者庁では、健康増進法第32条の2に基づく業務の一環として、平成22年9月から11月の期間、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を実施したところ、85事業者による128商品の表示について、同法に違反するおそれのある文言等があったことから、平成23年2月28日に、これらの事業者に対し、表示の適正化を求めるとともに、ショッピングモール運営事業者へも協力を要請しました。

消費者庁では引き続き、これらの広告等を監視し、法に基づく適正な措置を講じてまいります。

【参考】

監視方法

- (1) 監視期間：平成22年9月から11月
- (2) 検索方法：ロボット型全文検索システムを用いて、キーワードによるサイトの無作為検索の上、検索されたサイトを目視により確認
- (3) 検索キーワード：ダイエット食品等についての「最高」「絶対」「究極」等の強調表現等
「特許取得」等の行政機関等が認めたような表現等

ネット監視業務における指導事例

以下の事例は、今年度のインターネット監視業務において、改善要請を行ったものの実際の表示例の一部である。

商品区分	表示内容
いわゆる健康食品 (カプセル、顆粒状、錠剤等) 及び栄養機能食品	痩身、排便、豊胸効果を強調する表示 原材料の植物が他の植物と比較して栄養価が高い旨の表示 痩身、豊胸効果を行政機関等が認めている旨の表示 健康食品として行政機関等が認めている旨の表示
飲料等 (飲料、濃縮タイプ、粉末)	痩身、若返り効果を強調する表示 痩身効果を行政機関等が認めている旨の表示 生活習慣病を予防する効果が特許製法により強化されている旨の表示 成分含有量について行政機関等が許可基準値を設けている旨及びその含有量が多い旨の表示
その他加工食品 (野菜加工品、豆類・茶・ コーヒーの調整品、調味料、 菓子類等)	美肌、痩身効果を強調する表示 原材料の植物が他の植物と比較して栄養価が高い旨の表示 美肌、痩身効果を行政機関等が認めている旨の表示 健康食品として行政機関等が認めている旨の表示

平成23年度予算概算決定 食品の機能性評価モデル事業(新規)【70百万円】

背景・課題

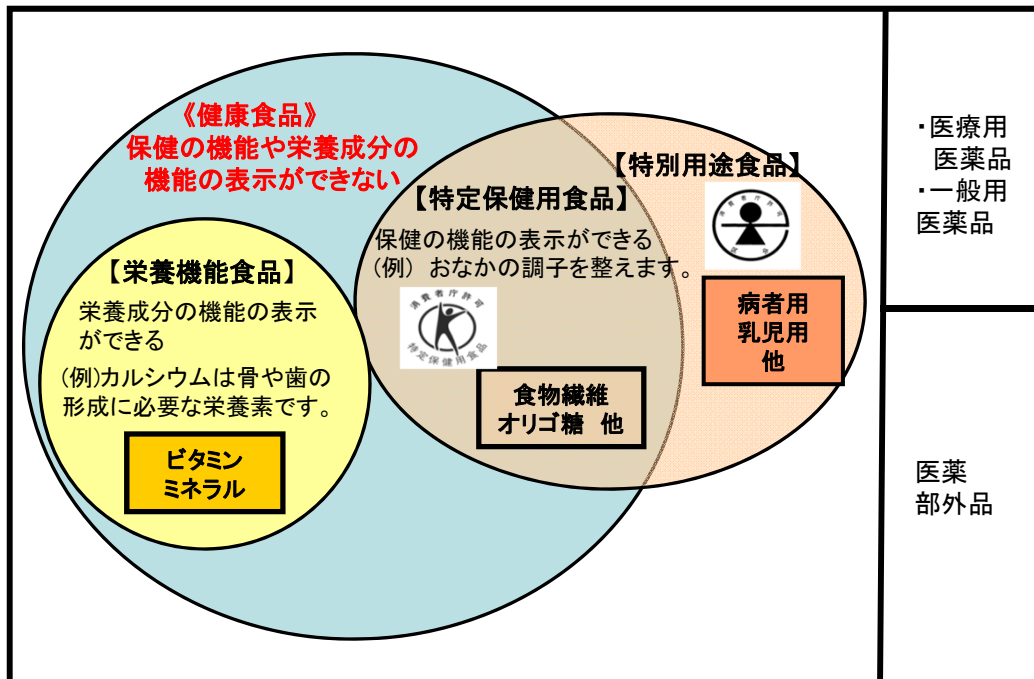
消費者庁は、コーデックス委員会や米国・EU等の国際的動向を踏まえ、また、薬事法との関係にも留意しつつ、要求される科学的根拠のレベルや認められる機能性表示の類型、含有分量や食品としての安全性を国が客観的に確認できる仕組み、中立的な外部機関の活用の可能性等も含め、新たな成分に係る保健の機能の表示を認める可能性があるのかどうかについて、引き続き研究を進めるべきである。(「健康食品の表示に関する検討会」論点整理より)

⇒ 新たな成分に係る食品の機能性の表示についての可能性を検討する必要

事業概要(請負事業)

学者・技術者等からなる評価パネルを設置し、その下に、個別の成分毎の機能性評価専門チームを設けて、それぞれのチームにおいて、①学術論文、研究機関等からのデータ収集、②諸外国の制度の実態把握等を行い、③必要に応じて疫学調査等も実施するなどして、最新の科学的知見を踏まえた機能性の評価を行う。

<参考1>健康食品の関係



<参考2>評価の仕組み

